

## 2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めたもののほかは、議会の議決の趣旨に沿って概ね適正に処理されているものと認められた。

### 審査意見

#### ア 財政健全化の推進について

歳入については、税源移譲や定率減税の廃止、景気の堅調な推移により個人県民税、法人事業税等の県税が増加したものの、三位一体改革の影響などによる地方譲与税の減少や県債発行の抑制により基金からの繰入金が増加するなど、財源の確保が困難となっている。歳出については、職員の給与費抑制や公共投資の縮減をはじめ、あらゆる歳出削減策に努めてはいるものの、公債費の嵩に加え、産業の活性化や少子・高齢化への対応、未来を担う人づくり、地球温暖化対策等の環境問題への対応などの行政需要に応えて行く必要がある。このため、本県財政は、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれる。

このような財政状況を克服するために、「第4次茨城県行財政改革大綱」及び「茨城県財政集中改革プラン」の基本方針に沿って、施策の厳しい選択や事務事業の必要性の検証など、引き続き徹底した事務事業の見直しを行うことにより歳出削減に努めるとともに、あらゆる財源確保対策に総力を挙げて取り組まれたい。

また、政策評価や公共事業の再評価に県民の意向を十分に反映させるなど、評価の客観性をより一層高め、評価結果を積極的に事務事業の見直しに活用するなどにより、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行い、中長期的展望に立った健全な財政運営に努められたい。

なお、一般会計における平成19年度末県債現在高は1兆7,168億37百万円で、前年度に比べて81億27百万円増加している。これは、公共投資の縮減等に伴い県債の新規発行額は減少しているものの、三位一体改革の影響による地方交付税補てんの臨時財政対策債や行政改革等推進債など特例的な県債の発行が増大していることによるものであるが、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの持続的な黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規発行を抑制されたい。

#### イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて12億67百万円増加し、164億69百万円となっている。主なものは、県税の141億14百万円であり、特に個人県民税については市町村の徴税努力によって徴収率が向上しているものの、税源移譲により税額が増加したため前年度に比べて18億48百万円の増となっている。県税の確保については、納税意識の高揚を促す一方で、コンビニ納税などによる納税機会の拡大や市町村との連携強化等により、県税の徴収率が向上する効果を上げている。今後とも、こうした諸対策を拡充するとともに、税負担の公平と財源確保を図る観点から、滞納者に対しては財産調査を徹底し、差し押さえやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の一層の強化を図り、収入未済額の圧縮に努められたい。

また、県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強化や高額滞納者への法的措置等を実施した結果、前年度に比べて22百万円減少したものの、3億57百万円となっている。このため、その圧縮に向けて引き続き適正かつ徹底した債権管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて3億21百万円増加し、28億84百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等で21億96百万円となっており、前年度と比べて3億7百万円増加している。このため、滞納者に対して、専門家派遣による経営再建支援や分割納入指導を行うとともに、再建が困難なものに対しては法的整理など個々の対策を講じることにより収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

なお、一般会計における不納欠損額は15億14百万円となっており、前年度に比べて91百万円増加している。主なものは、県税の12億68百万円であり、債権管理に当たっては、時効等による債権の消滅、債権の放棄などの不納欠損に至らないよう適切に対応し、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

#### ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として676ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線で432ha、阿見吉原土地区画整理事業で78haなど、大量の未処分用地を所有している。これらの土地については、将来負担とならないよう、今後とも企業立地動向・住宅需要動向等の的確な把握や、本県の立地優位性の積極的なPRなどによる早期売却に努めるとともに、各事業計画の進行管理を徹底されたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地などの未利用地52haのほか、今後、県立高等学校の再編に伴い新たに未利用地となることが見込まれる学校用地について、その有効活用と売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

#### エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、経営評価を行い経営の体質改善や統廃合などが検討されているが、引き続き県民のニーズに適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているかなど、団体のあり方について十分な検証を行い、実効性のある方策が図られるよう指導に努められたい。

県住宅供給公社及び県土地開発公社については平成18年度から多額の財政支援策が講じられているが、特に、県住宅供給公社については地価下落による価格改定の影響などにより平成19年度に追加支援を行ったところであり、今後とも、県民に対して経営についての十分な説明責任を果たしていくとともに、「改革工程表」に基づき保有土地の処分を積極的に促進し進行管理を徹底するよう十分に留意されたい。

なお、今年4月に茨城県国民健康保険団体連合会において横領の不祥事件が起きたが、県においては、出資団体等に対してこの種の事件が発生しないよう万全の体制を確立するよう指導願いたい。

#### オ 事務事業の執行について

事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においていた事務処理に努められたい。

監査の結果、合理的な理由が十分でない随意契約などを行っている事例や、備品などの財産処分の手続きが不十分な事例など基本的な財務事務の執行に関する不適切な事務処理が見受けられた。

これらについては、改善措置を講ずるよう求めてきたところであるが、今後とも、職員研修や職場内チェック体制の充実に努め、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減に努められたい。

平成20年9月10日

茨城県知事 橋本昌殿

茨城県監査委員 紲田良一

同 武藤均

同 島崎英男